

特定間伐等促進計画

愛媛県 松野町

令和 5年 1月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた愛媛県の基本方針（以下「県基本方針」という。）や本町の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で700ha（年平均70ha）の間伐の実施を目標とする。
また、伐採後の確実な再造林を含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県基本方針に定められた、「特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準」に従い、本町の特定間伐等促進計画の区域を別図のとおりとする。

(6) 事業実施箇所
別図のとおり

4 特定植栽促進区域

本町における特定植栽促進区域の範囲は別図のとおりとする。

5 特定植栽事業の実施方法

(1) 植栽すべき特定苗木

本町において植栽する特定苗木の種類は、適地適木と旨としつつ、林地の立地条件、既存の造林地における林木の生育状況及び病虫害被害の状況等を勘案して、本町の気候条件等に適したスギ・ヒノキ等の特定苗木を優先して選定するものとする。

(2) 特に実施すべき造林の方法等の特定植栽事業の実施方法に関すること

特定植栽の実施に当たっては、供給量の限られる特定苗木を有効に活用することにより、森林吸収量の最大化を図っていく観点から、本町の特定植栽促進区域の自然的社会条件に応じ、1ヘクタール当たり、2,000本以下の低密度植栽を行うものとする。

6 特定植栽事業の実施の促進のための方策

(1) 現地検討会の開催等による特定植栽事業に関する技術の普及に関すること

県やその他の期間が開催する現地検討会への参加を斡旋し、特定植栽事業に関する技術の普及を行う。

(2) 集落説明会の開催等による特定植栽事業の情報提供に関すること

町のホームページや普及広報誌等により、特定植栽事業の情報提供を行う。

7 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

町内における森林の所有形態は、5ha以下の森林を所有する林家が約6割と小規模零細であり、近年、不在村森林所有者が増加する傾向にあること、長引く木材価格の低迷から森林所有者の森林整備への意欲が減退していることなどから、施業の集約化を行うにあたって、その取りまとめが困難になってきている。

このため、地域において森林整備の中核的役割を担っている南予森林組合が「提案型集約化施業」への取り組みを加速化し、森林経営委託契約等の締結により、森林所有者に代わって森林経営計画を作成することで「所有と経営の分離」を進め、経営規模の拡大に取り組むこととする。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

県・町・森林組合・林業活性化センターが一体となり、地域座談会等を通じて森林所有者へ施業集約化のメリット等を普及啓発し、森林組合への施業委託を積極的に働きかけ、施業・経営の集約化を図るとともに、地域における森林情報を一元管理し、間伐等の森林整備計画、木材供給計画等を川下へ発信していく体制を整備する。

8 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

本町における林内路網密度は、県平均の6割程度と遅れている。

低コスト林業を目指す上で路網整備は不可欠であることから、林道、林業専用道といった基幹となる道については、森林の合理的な管理が行えるよう、町が県道、町道等の公道や作業道を一体的に整備することとし、森林作業道については、森林組合等事業者が作業システムに沿った耐久性のある路網整備を推進していくこととする。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

森林組合が町内に高性能林業機械の活用を前提としたモデル団地を設定し、徹底したコスト管理を行い、森林所有者へ利益を還元する取組みを支援するとともに、事業体間において森林作業道の作設技術、効率的な作業システム等について情報交換を行う場を提供し、技術の向上・普及に努めることとする。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

植栽時期を選ばないコンテナ苗、セラミック苗等を利用して、シカの被害にも対応した主伐から再造林までの低コスト一貫作業技術の確立・普及を推進する。

9 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

県、市町、森林組合、木材関係者、建設業協会等、川上、川下の団体で構成する南予流域活性化協議会を活用し、地域における木材供給情報、消費者ニーズ等の情報交換・共有を行う場を設け、需要に応じた木材の安定供給体制の構築を目指す。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

地域における年間木材供給計画の策定、確実な実行体制の確立に努め、産地力を向上させた上で、市場よりも有利販売が期待できる協定取引等を推進することとする。

10 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業者の育成確保に関すること。

林業事業者に対し、県や愛媛県林業労働力確保支援センターなどが実施している研修会への参加を促し、コスト意識をもって高性能林業機械による作業システムに対応できる林業労働者を育成する。

また、林業事業者の経営の安定化、異業種からの参入を促すため、地域における安定した森林整備事業量の確保、供給計画を発信する体制の整備に努める。

(2) 林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

経営基盤の安定、強化のためには、森林の所有と経営の分離を進め、まとまった事業量、集約化された事業地の確保が必要であり、提案型施業（森林所有者への見積書提示）を実施し、地域の森林所有者から信頼を獲得する取組みが必要であることから、県と協力して、事業者においてコスト意識の醸成と、提案型施業への取組みが進むよう支援していくこととする。

また、低コスト林業確立の基盤となる路網整備を担う若手オペレーターの育成、技術向上が急務となっていることから、OJT、OFFJT研修等を通じた技術の伝承、向上を図る取組みを支援する。